

# 大鏡の史観 増淵勝一

『大鏡』は、作者の的確なる歴史把握によって、文徳朝・冬嗣より説き起し、後一条朝・道長の栄花に至る、藤原氏発展の経緯とその実体を叙述している。そうした中の歴史現象を、『大鏡』の作者が、どのような理法によるものと考えていたかというに、道長の栄花の由来を、藤原氏累代の功業によるものであり、また道長自身の功業にもよっており、同時に、皇室との関係において捉えようとしている気配もあって、歴史の因果関係を見極めようとする傾向が見受けられることは確かである。しかしながら、それは総じて感受される気配なのであり、作者が歴史の推移を、積極的に因果関係で理由付けようとしていたとは思われないのである。『帝紀』にしろ、『大臣伝』にしろ、各々が独立的であり、そこに描かれた歴史は、次の紀伝の歴史を誘発しているとも見えず、当人のちよっとした行為とか考え方とか神仏の力などで、歴史が起り、また終焉してもののである。全体としては、作者は、道長の栄花も藤原氏累代の栄花の歴史と密接していることは知っていた。しかし、それであると、作者は全くといつてよいほど、ふれ得ないのである。道長

の栄花の直接の由来もある程度科学的に解明した。けれども、結局のところ、彼が権者であったから、そういう栄花がもたらされたのであるという風に解釈してしまうのである 拙稿「大鏡の歴史性」、『立上女十四集（昭和四十一年十二月刊） 子大学短期大学部研究紀要 第二

したがって、『大鏡』に現われた史観は、これといって、即座に指摘できぬというのが本当のところであろう。そこで、因果関係を重視する史観の存在が稀薄であり、その解明が殆んど不可能な以上、それ以前の、当人の行為や考え方や神仏の力等を重視する史観などに目を向けざるを得ない。『大鏡』の歴史性の内実を一層見極めるためである。ところがこれとて、『愚管抄』の「運命史観」とか『神皇正統記』の「道德史観」とかの明瞭な主張からすると、一見、曖昧で、便宜的でさえあり、甚だつかみどころのない史観のように思われるのである。

たとえば、道兼の子孫の絶えたことにつき、

さるは、御心いとなきけなくおそろしくて、人にいみじうおぢられたまへりし殿の、あやしく末なくてやみたまひにしなり。〔道兼〕伝別P。 以下本文・頁数は岡一男先生（天）  
鑑（日本古典全書）による。

とあって、心持の悪さがその原因とされているが、かといって、心持が良くて、道隆の場台のように、

故関白殿（道隆）、御心おきていとうるはしく、あてにおはししかど、御すゑあやしく、御命も短くおはしますゆり。（「道隆」伝286 P）

かやうに人のため、なまけなきけしき所おはしましけるに、など（道隆ノ）御裔かれさせたまひにけむ。（「道兼」伝288 P）と再度、その子孫の絶えたことが強調されている場合もある。

道長の「二もなく、亦三もなく、ならびなく、はかりなくおはしまし」た栄花は、とうとう、道長が権者であったからであるとされてしまつたが性（拙稿「大鏡の歴史、基経の栄花は、」さるべく契りおかせた）もうた宿世によつてゐる由である（「基経」伝100 P）。なお思平の「いみじかりし御栄花」の原因は解きあかされていない。

伊尹などの例では、一方では、

いと若くて失せおはしましたることは、九条殿の御遺言を違へさせおはしましつるかどぞ、人申しける。（「伊尹」伝170 P）とありながら、他方、

何事もあまり勝れさせたまへれば、御命のえととのほせたまはざりけるにこそ。（同）

とあって、いづれをより是とすべきか瞬時判断に迷わざるを得ぬ。

師輔が「かく御うまごは栄えさせたまへど、摂政・関白えしおはしまさずなり」、「又、御末に思はずなる事のうちまじり、帥殿の御事なども」出て来たのは、師輔の吉夢を、なまさかしき女房が変に半疊を入れたためであるし（「師輔」伝100 P）、道兼の長男福足君が早世したのは、「蛇れうじたまひて、その祟により、頭に物はれた」からであるという（「兼通」伝286 P）。

いかにも出たとこ勝負の、ときには興味本位としか考えられぬような解釈を施しているかの如きものである。「大鏡」の歴史性にいささかなりとも水を注ぐものがあるとすれば、こうした「大鏡」の史観の曖昧さにも一端の原因があるろう。しかし、そうした混沌とした史観の中に、おのずから一連の類似性が見られることも確かであろう。そこで、次にそれらのいくつかを列举してみよう。

## 二

(1) まず、前述の伊尹の場合の如き、遺言の守られるか否かによつて、繁栄・衰微が決するという主張は、「道隆」伝にも見えてゐる。つまりぬ奴に名簿など差し出すことなく、万一、世渡りが困難になつた際には出家せよという伊尹の遺言を、上の空で聞いていたのであろう、道雅は、「位につかせたまひしきぎみに、藏人頭にもえなりたまはずして、坊官の勞にて、三位ばかりして、中将をだにえかけたまはずなりにし」という「いとかなしかりし事」になつてしまつた。同じく、伊周の、自分の亡き後は、「怪しき有様を」せぬやうにという遺言をほぼ実現した大姫君は、「あしかるべき事ならず」と評されているが、彰子の侍女になつて身を落した今一所は、「思しかけぬ御有様なめれ。あはれなりかし」と記されている（285～286 P）。後少将義孝の母息子女王は、義孝の「おのれ死にはべりぬとも、とかく例のやうにせさせたまふな。しばし法華経誦じ奉らむの本意はべれば、必ずかへりまうでくべし」という遺言を、「忘れたまふべきにはあらねども、物も覚えて、おはしければ」、例の如き枕返しなどの儀式を行つてしまつたため、とうとう義孝は

生き返れなくなってしまった（「伊尹」伝172～173P）。『大鏡』において、遺言を守った方がよいという考え方なのである。そういう考え方は、「兼通」伝の、御母后安子の「関白は次第のままにせさせたまへ」という遺言を、円融天皇がきちんと守られて、兼家をおさえて、兼通に関白を評したという記事（173～174P）にも感ずることができるとは、東松本には當該記事なし。

(2)次に、良相の子孫が振わなかった原因は、「かくばかり末栄えたまひける中納言殿（長良）を、やへやへの御弟にて、越え奉りたまひける御あやまちにや」とされているが（「良相」伝98P）、兼道の子孫の振わなかったのも、彼が、「すべて非常の御心」の持主であって、「かばかり末絶えず栄えおはしましける東三条殿（兼家）を、ゆゑなきことにより、御官位をとり奉りた」もうというような悪事を行い、「天道も安からずおほしめし」た結果である（「兼通」伝173P）。これらは兼通についての、「すべて非常の御心ぞおはしし」という言葉からもわかるように、結局は、心持の悪さということから生じているわけで、そういう意味では、前述の、道兼の場合なども、この例に入るのであろう。また、村上天皇中宮安子は、天皇の政治の御相談相手となって善政をおすすめし、「おのづからおほやけ聞し召して、悪しかりぬべき事など、人の申すをば、御口より出ださせたまは」なかったが、「かやうなる御心おもむけのありがたくおはしませば、御祈となりて、（御子孫ガ）永く栄えおは」しているのである（「師輔」伝173P）。『大鏡』の作者は、総じて、心持の良し悪しが、本人ならびに子孫の繁栄を決するという風にも考えていたのである。

(3)先述の基経の場合の如く、前世からの因縁、つまり宿世によって、その興亡が決まるという考え方も、少なくない。師輔の霊が元方民部卿や桓算供奉の怨霊を逐い払えないのは、「しかるべきさきの世の、御報にこそおはしま」すのであり（「師輔」伝169P）、小一条院の退位によって、後一条・後朱雀二代の国母となった彰子も、「いみじかりける大宮の御宿世かな」とある如く、前世の功德の果報によっているのである（「師尹」伝143P）。兼家が「東三条殿の西の対を、清涼殿づくりりに、御しつらひより始めて、住ませた」もうたが、「なほ、ただ人にならせた」もうたところをみると、彼には、「御果報の及ばせたまはぬにや」とも記されている（「兼家」伝215P）。

(4)時平の場合になると、これは、言うまでもなく、道真を讒言し、左遷に追いやったという悪事になっている。「かくてあさましき悪事を申し行ひたまはりし罪により、この大臣はおはせぬ」のであり、これに拍車をかけるのが、「これ（顕忠）より外の君たち、皆三十余、四十に過ぎたまはず。その故は、他の事にはあらず。この北野の御敷になむあるべき」とある如く、道真の霊というわけである。師尹が安和の変後、すぐさま亡くなったのも、彼が高明を讒言するというような悪事を働いたからである。（「師尹」伝171P）。また、前述した如く、道隆は心持が良いのに子孫が絶えた由強調査れているが、おそらくは、関白を道兼に譲るまいとして、「おのれかくまかりにてむほど、この内大臣伊周のおとどに百官並に天下執行の宣旨たまふべき」由奉して、器でない伊周に執政せしめよう」と画策した報いによっているであろう（「道隆」伝270P）。道理

にはずれた行いをすれば、たとえ心持が良かろうと、繁栄は望めないのである。

(5)また、分にすぎた振舞いをしたり、不相応な高位顯官に至ると、やはり繁栄はもたらされないと。兼家の栄花が長続きしなかったのは、前世の因果であるとも言っているが、一方、身にすぎた生活態度のために、「久しうは保たせたまはぬとも、定め申」さされているのである(「兼家」伝28P)。伊周や道長が左遷されたのも、彼等が「よろづの事、身にあまりぬる人」であったからである(「道隆」伝29P)。「公季」伝に、公季が姉の安子や村上天皇から寵遇されて、内裏でほとんど皇子達と同等の扱いを受け、「若うおはしませば、おのづから御戲などのほども、(皇子達ト)並々にふるまはせたまひし」こともあったところ、円融院の帝が「同じほどの男どもと思ふにや、かからであらばや」と御嘆息あそばされた由記されているのも、「大鏡」の作者一流の考え方のあらわれである(212P)。

(6)さらに、「大鏡」の作者は、貞節ということを尊重している。文徳・清和・陽成と三代まで続きながら、以後、皇統は光孝天皇に移って、そこから改めて発展したのは、文徳天皇母女御の順子と、その姪で陽成天皇母女御の高子とが、共に在原業平と密通したと伝えられる事実によっている(「文徳」紀67、68P)。また、朝光は兼通の中姫君を去って、大金持の老末亡人、延光北の方についたから、「さて世おぼえも劣りた」もうてしまったのである(「兼通」伝20P)。東松本には当。あるいは、源頼定は、兼家女で、三条院が東宮の際の尚侍、綏子に通っていた「御あやまち」により、「三条院

の御時は、殿上もしたまはで、地下の上達部にておは」したと記されてもいる(「兼家」伝28、29P)。世継の翁が、出家したいという妻に、「我が姪なる女ひとりあるのを紹介すると言われると、「それあるまじき事なり。近くも遠くも、身のためにおろかならむ人を、今さらに寄すべきかは」と語らい(藤原氏の物語)30P)、自分の妻を、「さる程に、あつきさぶらひては、翁をまだ一夜もほかめさせはべらぬをや。」と自慢し、自分自身も「世継も、今やうの若き女ども、更にかたはらはれはべらじ」と言っているのを見ても、作者の貞節を重視する意向のあることがわかるであろう。

(7)また、時平の君達のうち、顯忠を除いては、皆「三十余、四十に過ぎ」ず薨じたが、「その故は、他の事にはあらず、この北野の御敷」のためであったとか(「伊尹」伝31P)、三条院の眼病は「桓算供奉の御物怪」の仕業であったとか(「三条」紀87P)、花山院が常軌をはずされた御狂態をされたのも、「ただ(アノ故元方ノ民部卿ヲ)御物怪のし奉」ったものである(「伊尹」伝32P)とかいう記述には、物怪や怨霊によって、事件が生じるという意識がうかがわれる。伊尹の一族が短命であることにつき、「大鏡」には、「いかなる事にか」とだけあって、理由が明らかにされていないが、伊尹との蔵人頭争いに破れた朝成の、「代々の御悪霊」によるものとしたのかも知れない(同180P・186P)。しかし、この場合は、おそらくは、高明左遷事件を師輔や兼通と共に起した罪によるものと、作者は言いたかったのである(「師輔」伝156P)。これと同様の手法の見られるのが、小一条院の退位使命の真相暴露の条で、作者は、世継の翁をして、まず、「かつは殿下の御報の早く

おはしますにおそれたまへるなるべし。又、多くは元方民部卿の靈の仕う奉るなり」と言わしめておきながら、次に侍の話によつて、道長の奸策によると暴露させるといふ手を使つてゐるのである（「師尹」伝 177、188 P）。つまり、こうした例では、一見怨靈のたたりによるものと言つておるようで、実は他の原因で生じてゐることを暗に示してゐるのである。

(8)なお、物怪・怨霊思想に似たものとして、言霊思想も見えてゐる。「時平」伝に、八条の大将保忠が、病床に伏してゐる際、「所謂宮羅羅大将」と読みあげたのを、自分を「くびる」と読んだのであるうと氣にやんで、「やがて絶え入」つてしまつたが、これは、前世からの宿縁であると同時に、「物ををりふしのことだまもはべる事なり」といふわけで、言霊の祟りでもあつたのである（188、189 P）。

(9)さらに、女性の場合には、あまりに才氣走つてゐると不幸を招くという趣意も見えてゐる。道隆室高内侍貴子は、「まことしき文者」で、「御前の作文」などにも召されたが、彼女は殿上を許されていなかったので、昔氣質に、台盤所を遠慮し、弘徽殿の上の御局の前を通つて、夜居の僧の詰める二間に伺候したという。「大鏡」の作者は、それにつき、「女のあまりに才かしこきは、ものあしと人の申すなるに、この内侍、後にはいといみじう墮落せられにしも、そのけとこそはおぼえはべりしか」と記してゐる（「道隆」伝 223、229 P）。

(10)なお、当時は一般の風潮で、「大鏡」に限つた特色ではないが、夢告や占者による予言などは大抵実現し、それを勝手に解釈し

たり、無視したりすると、災いもたらされるといふ思想が見えてゐる。師輔が摂関職につけなかつたのは、彼の「朱雀門の前に、左右の足を西東の大宮にさしやりて、北むきにて、内裏を抱きて立てりとなむ見えつる」といふ吉夢を、なまきかきしき女房が、「いかに御服痛くおはしましつらむ」と申したからであるといふ（「師輔」伝 166 P）。道長息、顕信が出家した際、母の明子は、自分の夢に、「左の方の御ぐしを、なからよりそり落させたまふ」と見えたとを思い出し、「ちがへさせ、いのりなどをすべかりけることを」と述懐してゐる（「道長」伝 200 P）。道長の夢に、藏人頭争いに破れた朝成の亡霊が見えて、頭弁行成の参内するのを待つてゐると告げたので、道長は急いで行成に参内を中止するよう知らせたが、間に合わなかつた。しかし、「（仏神ノ）まもりのこはくやおはし」たらしく、いつもとは違つた、「北の陣より、藤壺・後涼殿のはざまより通りて、殿上に参」つたので助かり、その後しばらくは、自宅で祈りつつ謹慎してゐたといふ（「伊尹伝」180、181 P）。いづれも、夢の正当性を信じ、それに氣付かなかつたり、反すると、災に陥るといふ思想である。

(11)また、道長の場合の如く、彼が「権者」であつたので、そのほかり知れぬ栄花がもたらされたのであろうといふ見方もある（「道長」伝 207 P・「藤原氏の物語」209 P）。彼の室、倫子の「ただ今三人の後、東宮の女御、関白左大臣、内大臣の御母、帝、東宮はた申さず、おほよそ世のおやにておはし」、「准三宮の御位にて、千戸の御封えさせたまはせし」もうた栄花も、彼女が「さるべき権者にこそおはしますめれ」ば、もたらされたのである（「道長」伝 207、209 P）。も

つとも、道長の場合には、その栄花の究明に現代の史学の考究にも劣らぬほどの精緻な分析を施していることは、前稿で述べた通りである。拙稿「大鏡」の歴史。ある性」(前掲)参照。

### 三

以上、「大鏡」に現われた史観めいたものを概観して来たが、これらは、さらに、一家の繁栄、衰微や個人のそれらが、(A)遺言、夢告、予言などが守られるか否かによるとする考え方と(1・10)、(B)個人の性格や行動の良し悪しによるとするものと(2・4・5・6・9)、(C)宿世によるものと(3)、(D)物怪・怨霊・言霊によるものとする考え方と(7・8)、(E)当人が神仏などの生れ変わりであることによるとするものとの(11)、五種類に分けることができよう。そうして(A)と(B)とは個人的な要因により、残る三者は人間の力以外の要因によるものとすれば、結局『大鏡』には、個人の性格・行為・技倆等の正否か、物怪、怨霊、言霊、神仏かの、いずれかによって個人や一家の繁栄・衰微がもたらされるといふ思想が存在していることになる。しかし、前例の検討からもうかがわれるように、『大鏡』においては個人的な要因で、事態の結果を理由付けることが多い。個人的な要因では説明のできない場合に、宿世や怨霊や神仏の力のためであるとするのである。三条院の御眼病や花山院の御言行は、かしこくも天皇御自身の何かしらの御欠陥によるとすることもできず、かといつて、「前世の御戒力」によって、国王の御位につかれたのであるから(「伊尹」伝187P)、宿世によるものとするのもできず、結局、物怪の仕業であるということになって

しまふ。道長の驚異の栄花は、その原因を一応科学的に、藤原氏累代の功業と道長自身の功業ということとで解決したが、それがあまりに卓絶していたものだから、最初の理由付けをも無視して、彼を権者に祭上げてしまった。そうしなければ、道長のはかりなき栄花の原因を考えることができなかつたのである。影子が小一条院の退位によって、後一条・後朱雀二代の国母となつたのも、宿世ということとでなくては説明がつかなかつたのである。

すなわち、『大鏡』の歴史観は、主として個人的な要因によって、事件(歴史)が起り禍福が生じるという考え方が基本となつており、次に、超人間的な力を重視し、さらに、因果關係で歴史を理解していると考えられるような痕跡もあるということになる。言うまでもなく、個人的な要因を重視する考え方は、後の歴史の動力を道徳におき、国家の治乱興亡、個人の繁栄など、すべて道徳の守られるか否かによるとする、『神皇正統記』の道徳史観の前駆をなすべきものである。超人的なものに重きをおく史観は、歴史の推移を当然の理法(道理)によるとする『愚管抄』の運命史観に通じるものであろう。坂本太郎氏「日本の修史と史学」参照。

したがって、『大鏡』の歴史観は混沌・未分化の状態であり、その結果、この物語の確固たる歴史性の存在がややもすると減ずるといふ印象を受けよう。が、反面、上述のようにそれが後の『愚管抄』や『神皇正統記』を生む萌芽を宿していることにもなるわけであつて、むしろ『大鏡』には未熟ながらも史観が芽生えていると言えるのである。その未熟さは歴史評論書の嚆矢としてやむを得ぬところであらう。